

こんなとき、あってよかった! マイナンバーカード

12月号に続いて
マイナンバーの
お知らせ
第2弾

生活の様々な場面で便利に使っていただける マイナンバーカードについてご紹介します



マイナンバーカードの「おもて面」 身分証明書として利用

マイナンバーカードの「うら面」 ICチップの利用

運転免許証を持っていない方も、顔写真付き身分証として使えます。

最近では、コンサートや展示会などでも顔写真付き身分証が必要になる場合もあります。

🐰 オンライン契約・手続

確定申告をはじめ、インターネットバンキングや各種の民間企業のオンライン契約の利用が広がっています。本人確認にマイナンバーカードを活用することで、口座開設までの期間を短縮できるようになるほか、なりすましや情報の改ざん防止にもなります。

行政手続などでマイナンバーの提示を求められたときも

マイナンバーの提示と本人確認がこのカード一枚で済むのでとっても便利。

毎年確定申告会場は混雑。でもインターネットで確定申告(e-Tax)するととっても便利。

オンライン契約で、来店・書類記入・押印・印紙税の負担がゼロなのは楽です。

1枚で二役!

マイナンバーの提示と、本人であることの確認を1枚で済ませられるのが「マイナンバーカード」!



持っていないときは、マイナンバーがわかる書類と、顔写真付きの身分証明書の2点が必要だよ!

🐰 マイナポータル

あなたの情報

- ・税情報 (所得等)
- ・世帯情報
などが確認
できるよ!

マイナポータルはマイナンバーに関連した行政サービスポータルサイトです。



詳しくはこちら▶



▲マイナポータルのトップ画面

やりとり履歴

あなたの情報が行政機関でどのようにやりとりされたかチェックできるよ!

(諸注意)

- ・ご利用の際には「マイナポータルAPのインストール」と「マイナンバーカード」が必要です。
- ・パソコンでのご利用には、マイナンバーカードに対応するICカードリーダライタ、またはスマホが必要です。
- ・スマホのご利用には、マイナンバーカードの読み取りに対応する機種に限ります。
- ・パソコン、スマホなどをお持ちでない方でもご利用いただけるように役場に専用端末を設置します。

もっとつながる

- (外部サイト連携)
- ・e-Tax
- ・ねんきんネット
などに
つながるよ!

金融機関でも便利

金融機関における口座開設などにも使える!



マイナンバーを提示する機会も多いからマイナンバーカードを作って良かった。



マイナンバーカードはセキュリティも万全

①大事な個人情報が入っていません。

マイナンバーカード(ICチップ)には、税や年金などの個人情報は入っていません



プライバシー性の高い情報

②「なりすまし」はできません。

マイナンバーカードは顔写真付きなので、他人がなりすまして使うことはできません。



紛失・盗難の場合は、**24時間365日体制**で一時利用停止可能



アプリ毎に暗証番号を設定し、**一定回数間違えると機能ロック**



不正に情報を読み出そうとすると、**ICチップが壊れる仕組み**



マイナンバーカードの申請方法は**こちら**



<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>

マイナンバーについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

マイ ナン バー
0120-95-0178

平日：9時30分～20時00分 土日祝：9時30分～17時30分(年末年始を除く)

紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止については24時間365日受付

■一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合

通知カード、マイナンバーカード その他のお問合せ

050-3818-1250 050-3816-9405

■英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル

This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

マイナンバー制度について
Inquiries about My Number System

0120-0178-26

通知カード、マイナンバーカード
Inquiries about Notification Card and My Number Card

0120-0178-27

マイナンバーカードと電子証明書の更新手続きについて

マイナンバーカード(個人番号カード)と電子証明書には有効期限があります。

有効期限が近づくと、該当される方に「有効期限通知書」が送付されます。

有効期限が過ぎると、マイナンバーカードを身分証明書として使えなくなるほか、e-Taxなどの電子申請に使用できなくなります。

更新手続は、有効期限の3ヶ月前から可能です。早めの手続をお願いします。

※在留期間に定めのある外国人住民の方には、「有効期限通知書」が送付されません。

在留期間内に更新手続をしてください。

夜間窓口の開設

**1月22日(水)・23日(木)
24日(金)・31日(金)**

**20時
まで**

マイナンバーカードに関する相談や申請のサポート、写真撮影(無料)も致します。

【持ち物】マイナンバーの通知カード・マイナンバーカード交付申請書・印鑑・本人確認書類

マイナンバーカードの交付については

19時まで

【お問い合わせ先】吉野町役場 町民課 戸籍住民係 NTT・・・TEL(32)3081 IP直通・・・TEL(39)9061